

政府の方針により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から

所得税・消費税の申告期限が 4月16日（木）まで延長されました

当会としましては、3月16日（月）までは、例年通り指導を行う予定でございますが、状況により指導人員の確保が出来ない場合は、早めに受付を終了する場合がありますので、会員の皆様にはご理解・ご協力をお願いいたします。

3月17日（火）は会館休館となっております。3月18日（水）以降も所得税・消費税の指導会等を行います。指導人員は決算期（3月16日以前）より少ない対応となるため、1日の指導人数を制限するなどの対応となります。ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、指導会の日程については今後、感染者数の増加や行政の方針などにより変更、または営業を見合わせることもあります。変更や営業を見合わせる場合は当ホームページ上にてお知らせいたします。

消費税の指導会には、必ず区分経理した帳簿が必要となります、区分経理した帳簿をご持参ください。

区分経理が出来ていない場合等は、複数回お越し頂く事となりますので、余裕をもってお越しください。

お一人の面談時間を 40分から50分程度でお願いしております。多くの会員の方に、ご利用をしていただく為にご協力をお願いいたします。

また、ご来所の際には感染予防の為、できるだけマスクの着用をお願いいたします。